

千葉県立保健医療大学 X アカウント運営要領

令和4年4月1日制定

1 目的

大学紹介、イベント等の本学の広報に関する情報を、広範かつ即時的に伝達する。

2 アカウントの取得

- ・名前は「千葉県立保健医療大学」とする。
- ・アカウント（ユーザー）名は「@cpuhs」とする。

3 管理・運営

（1）運営責任者

運営責任者は学長とする。

（2）管理責任者

管理責任者は、広報委員長とする。

（3）管理担当者

広報委員長は、適正な管理・運営のため、管理担当者を広報委員会委員から複数名指定する。

（4）情報の発信・更新・訂正・削除

情報の発信・更新・訂正・削除は、広報委員長の責任のもと、管理担当者が行う。

（5）閲覧状況の把握および報告

- ・管理担当者は、閲覧状況などを把握し、適時、広報委員会で報告する。
- ・掲載写真へのコメント、メッセージ等への個別の対応は原則行わない。また、悪意あるコメントを行う者等、必要に応じてユーザーをブロックすることとする。
- ・外部からの問い合わせについては管理担当者が対応し、対応した内容は少なくとも1年間保管することとする。

4 発信に対する基本的な考え方

（1）発信内容

千葉県立保健医療大学の広報に資する内容

（2）発信を行うことができる者

管理担当者

（3）発信

情報は正確で客観的な情報に基づき、簡潔明瞭な表現を使用する。

（4）発信時の注意事項

- ・一度発信したものは、回収できないことを念頭に、慎重な発信を心がける。
- ・発信する情報の要望がある教職員は、文字数など X で発信できる形態に整

え、別紙様式にて学科の広報委員へ提出する。

- ・ 広報委員長が、広報委員会の回議により、発信の可否を判断し、管理担当者に発信作業を依頼する。
- ・ 説明文等は、なるべく簡潔にし、客観的な表現とする。
- ・ 掲載する写真や動画等は著作権や肖像権等を侵害しないように、事前に承諾を得る。
- ・ 上記の規定にかかわらず、災害や交通遮断等により即時に発信する必要がある場合には、学長の判断により発信することができる。

(5) 誤情報発信後の処理

・ 即座に削除し、正しい情報を発信する。ただし、発信後ある程度の経過時間がある場合には、謝罪および訂正を行い、改めて正しい情報を発信する。

(6) 関係法規

管理・運営にあたっては、千葉県情報セキュリティ基本方針および千葉県情報セキュリティ対策基準、その他関係法規に従う。

(7) 緊急時の対応

システム障害及び情報セキュリティ事故等の発生時において、発見者は管理担当者に通報する。管理担当者は広報委員長に報告し、その指示を受けて対応する。(併せて管理担当者は情報システム課に通報する。)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

Xでの情報発信について		
1. 確認事項 (全てに チェック があれば 発信)	(1) 保健医療大学の広報に資する内容か。 (大学の施設、環境、教育研究、大学行事に 関する内容か。)	
	(2) 守秘義務情報ではないか。 (公開して問題ない情報か)	
	(3) 情報は客観的か。 (個人的な意見は発信しない)	
	(4) 写真等掲載する場合、許可は得ているか。 (著作権やプライバシーの問題はないか)	
	(5) 公序良俗に反する情報、特定の個人・団体へ の誹謗中傷、差別的な内容、卑猥な内容はない か。	
	(6) 教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的 とする情報はないか。	
	(7) 文字数、画像や動画ファイルは、Twitterで 発信できる形態か。	
2. タイトル		
3. 説明文等		

*画像や動画のファイルはメールに添付する。